

前期的資本の蓄積過程 (三)

——鴻池家算用帳の研究の一節——

安 岡 重 明

目 次

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 一 繰廻の張定 | 七 費 用 (その他の支出を含む) |
| 二 算用帳の證成 | (一) 諸払——享保九年まで |
| 三 算用帳を通してみた資本蓄積 | (二) 諸払——享保十年以降 |
| 四 業務の大勢 (以上第一一巻第五号) | (三) 小払 |
| 五 利息収入 | (四) 費用について (以上本号) |
| 六 預り銀 (以上第一一巻第二号) | 八 残された諸問題 (次号の予定) |

七 費 用 (その他の支出を含む)

すでに明らかにしたごとく、算用帳の貸有銀 (貸借対照の借方) においては、(1) 延宝五年以後利息未収分が計上されなくなり、(2) 元禄五年より「留帳かし」、「留帳金」、「留帳差引残り」の項があらわれ、預り (貸方) については、(1) 延宝五年以後利息未払分が計上されなくなり、(2) 延享二年から安永二年の間に「北印」・「別印」・「北別印」が加っ

第14表 資に対する費用の比

年 度	資本(貸有銀)	費用(諸小私)	費用の比
	貫	貫	%
寛文 12年	521	23.4	4.5
延宝 1年	702	20.9	3.0
* 2年	763	64.6	8.5
元禄 4年	6,837	70.3	1.0
5年	7,637	104.8	1.4
*宝永 5年	27,022	1,450.9	5.4
*正徳 5年	37,379	1,522.7	4.1
*享保 2年	39,494	2,636.1	6.7
6年	17,817	287.9	1.6
7年	17,742	256.6	1.4
8年	19,005	238.7	1.3
9年	20,715	743.7	3.6
10年	20,755	783.4	3.8
寛保 4年	21,633	755.6	3.5
延享 1年	21,635	742.3	3.4
安永 2年	24,164	776.8	3.2
3年	26,342	575.9	2.2
*寛政 6年	34,831	760.0	2.2
11年	36,489	294.8	0.8
文化 12年	39,632	543.0	1.4
13年	38,806	548.5	1.4

* はとくに費用の多い年である。資本は当該年の期首の額、費用は当該年末の決算である。

た。しかし件名・人名ごとに記載する原則は不変であった。それに対し、損益計算のなかの収益勘定は初年度たる寛文年代において未分化であり、時代の経過とともに、一層簡單化し、未分化のままであった。費用の勘定も初期には比較的無原則であり、そうした状態は享保九年まで続くが、享保十年以降は非常に整備され、記帳原則がはっきりする。記帳の精密化という点で、貸・借・損・益の四つの勘定のうち、費用の勘定が最も変化が大きい。

費用の趨勢をみるため、諸払・小私の合計すなわち全支出を各期の資本額(貸有銀第一表A項)と比較してみた。全年度にわたって観察することは煩瑣にすぎることから、各期のかかり平均的な年度の若干を選んだ。この第一四表

によれば、寛文―延宝期は費用は五〇貫目までで、資本に対する費用は大体三〇前後である。延宝二年は前述のごとく購入した家屋敷代が入っているから多額であるが平年度では三―五といえる。元禄―享保期には費用の比率は変動し、資本に対して多い年は五―六%、少い年は一―二%となる。のちのべるように元禄十四―十七年には損銀が重なり、正徳―享保二・三年には、新吹金銀引替損が

多額にのぼり、この比率も高くなるが、そうでない年度は右の比率にとどまる。ところが享保十年代には、再び費用は多額になる。これは享保九年三月の妙知焼けに伴う出費、為替損銀、古借損銀、備前蔵取替銀損銀が相重なったためである。しかしこの期をすぎると費用はやや低下し、元文三年から延享二年までは大体数百貫目で少しくなる。安永年度にも数百貫を前後するが資本に対して二・三%、文化期には一・二%となる。発展期には費用の比率が高く、発展度の低下と共に費用比率は低下したが、(この点第二表を参照)再び上昇傾向をとりはじめた享保期に費用の計算が精密化した。費用(損失)に歸する戻心の高まりが諸払勘定の精密化となってあらわれたと考えることができ。この関係でいえば、すでにのべた経営の退嬰化は、費用の安定化に役立ったのである。費用を構成する諸払と小払について観察を進めよう。

(一) 諸払——享保九年まで

寛文十年代は諸払といった名称は与えられていない。次にのべるように諸払は、当時「利銀打銀払」その他であった。はじめは一〇貫目ぐらい、元禄五年までは五〇貫目をこえることはなかった。その後収益の増大と比例するように諸払も増加する。多い年をひろくと、元禄九年には三一〇貫目、同十四年には五六一貫目、享永六年には一三六一貫目、正徳五年八八七貫目、同六年一四〇六貫目、享保二年一四九六貫目、同三年二四七五貫目などであった。その事情のいくらかは以下で明らかにする。

当時は費用の計算は次のごとき形をとっていた。簡単なものであるから、寛文十年—十二年の三カ年分をかかげよう(寛文十年の算用は寛文九年九月から同十二月までのものである)。当時、諸払と小払は後年のように、はっきり分化していない。以下の引用には両者が含まれている。(以下の引用では、よみやすくするため、数字はなるべく略記した。拾、百、千、万を抜き、毫・弍を一・二とした。)

内払方(寛文十年)

- 一 二貫三九五匁八三 是ハなだや新右エ門取かへ銀十一匁九百七十目二分、元銀ヲ式步切そん銀払立申候
- 一 一貫七〇一匁九〇 是ハ油屋次右エ門取かへ五匁四百貳拾目、元銀三歩切そん又七十五匁九分八申十二月壹ヶ月分利共
- 一 六九六匁六九 西九月より同極月迄方、へ利打ニ出し申候
- 一 九分 右同断小判売買そん銀也
- 一 一貫六五二匁六五 西九月より同極月迄万事小遣入申候
- 五口 六貫四四七匁九七 払

内払方(寛文十一年)

- 一 九貫三〇七匁一四 戌年方、利打出し申し候分
- 一 三貫二一四匁八一 戌年万事小払遣申候分
- 一 一貫目 彦兵エ給分銀取置ヲ返済
- 三口 一三貫五二一匁九五 払

内 (寛文十二年)

- 一 九貫七二九匁九二 亥年方、へ利銀打銀渡ス分
- 一 一貫五五九匁五五 亥年方、利銀相渡不申分
- 一 四貫〇三三匁九八 亥年小払遣申候
- 一 一五貫三二二匁四五 払

寛文十年の前二件は、灘屋新右衛門、油屋次右衛門取かえ銀の二割、三割が損銀として支払われたものであり、三番目の六九六匁余は「利打ニ出し申候」とある。「利打」は、寛文十一年、十二年のものをみればわかるように、利銀と打銀をさすものである。だから利銀は利息の払いを、打銀は為替打ち賃の払いを意味する。第四の九分は小判売買の損銀であり、第一表をみれば分るように小判売買で損をしたのは寛文九年、元禄五年だけであり、その他の年度は、たとえわずかであつても利益をあげていた。最後の「一貫六五二匁余は、「万事小遣」である。寛文十一年は「利打」

「万事小払」、「彦兵衛(手代)給分」からなり、寛文十二年は「利銀打銀」「利銀相渡不申分」「小払」よりなる。この「小払」または「小遣」は、のち「小払」として計上される諸支出の原型である。「利銀相渡不申分」は利息未払分と考えられる。大同小異の計算が延宝二年まで続き、延宝三年に「今橋家代帳切万事ニ入用」四〇貫四八二匁二分があらわれる。鴻池本店の家屋敷が延宝二年に購入されたからである。延宝九年・十年には、利銀・打銀と普請入用とが一しよになっており、このころから、費用計算が「諸払」と「小払」の二つに大別される原則があらわれつつあったと考えられる。

延宝五年まで損銀として、払方に計上されていた利息未収分は同六年以降、あらわれなくなる。利息未収分は増大する傾向にあり、煩瑣となったため別の帳簿によって処置されるようになったと考えられる。それまでは未収で一年以上経過したものは、未収損銀として計上されていた。例えば戸田伊賀守の利息滞分についてみると、延宝三年借方(貸有銀)にあった元銀二四貫目に対する二カ年分の利息は、延宝四年には費用(支出)に入れられ処理された。

「一 参貫七百四拾四匁 戸田伊賀守様取替銀元式拾四貫目丑年分利渡り不申引」「一 参貫七百四拾四匁 右同断寅年分引」。この原則では、いったん処理された古い利息が後年になって入ってくる収益として計上された。延宝六年の収益には次の一項がある。「一 八百三拾六匁九分 松平大和守様取替銀之式拾貫目卯ノ歳(延宝三年) 分利銀之残り取不申分」。

貞享三年には、家屋敷代として三一貫八二匁六分、同四年には二〇貫四七六匁一分三厘、元禄三年には実に一八七貫六九四貫六分(普請入用を含む)が支出されている。元禄二年に京町堀四丁目、海部堀川町で家屋敷を購入したからである。元禄五年にははっきり利払・小払の二項となる。同四年までは「利銀万事払」となっているから、元禄五年以後略称されるようになったものであろう。しかし「利払」にはその他の支出理由が併記されているのが普通で

あり、江戸前期の營業を知る一助となりうるので、利払の項(後年の「諸払」にあたる)を抜粋する。銀高は第一表 M項を参照されたい。

- 元禄十二年、十三年 「利払、古金銀之歩、駄賃銀共」
- 元禄十四年 「利払、鴻池屋三郎兵衛損銀、中ノ嶋裏借や普請入用共」
- 元禄十五年 「利払、大和屋儀右衛門損銀、諸事払」
- 元禄十六年 「利払、和食屋六左衛門損銀、堂嶋普請入用、其外諸払」
- 元禄十七年 「利払、北浜二丁目家代、鴻池忠兵衛古借銀濟遣ス損銀、其外諸払」
- 宝永二年 「利払、久宝寺町・今橋式丁目・平野町ノ家代、外ニ天王寺や仁右衛門・菱屋甚七損銀ニ払」
- 宝永三年 「利払、米之損」
- 宝永四年 「利払、鴻池三郎兵衛・菅田屋六兵衛・越智次郎兵衛損銀とも」
- 宝永五年 「方、利払、居宅横町普請、玉江橋普請諸入用、上町下屋敷普請入用、其外諸事払」
- 宝永六年 「方、利払、鴻池新田御地代金並普請四年ノ子年迄(宝永二年より同五年まで)諸事入用高、其外玉江橋・海部堀・瓦屋町家普請入用、諸事払」(註、銀高一三六一貫五四〇匁七五)
- 宝永七年 「方、利払、泉屋彦左衛門損銀、諸事払」
- 宝永八年 「方、利払、奈良屋五郎兵衛損銀、平野町屋敷普請料、中新田の内前嶋不殘讓請候代銀、其外諸払」
- 正徳二年 「方、利払、加賀屋弥右衛門・升屋清兵衛損銀、善右衛門□入之祝儀、其外諸払」
- 正徳四年 「鴻池茂平損銀、方、利払、諸払」
- 正徳五年 「新吹引替減、小判売買之違、江戸現銀下シ賃銀、其外諸払」
- 正徳六年 「新吹引替銀之減、江戸現銀下シ駄賃、并困窮ニ付心付銀、祝言入用、其外諸払」
- 享保二年 「顯孝庵普請ニ而奉加銀、重郎兵衛・惣兵衛・藤七自分家業申付候ニ付遣し銀、常安町屋敷繕普請、堂嶋中式丁目

家屋敷不残普請、江戸現銀下シ賃銀、金吹替之減、其外諸払」〔註 銀高一四九七貫七九一匁一三〕

享保 三年 「古借シ損銀、金吹引替減、江戸下シ金銀駄賃、利払、居宅普請入用、其外諸払」〔註 銀高二四七五貫五二六匁

一七〕

享保 四年 「金銀引替減、江戸下金銀駄ちん、利払、北浜式丁目家代、其外諸払」

享保 五年 「利払、江戸下シ金銀駄ちん、諸払」

享保 六年 「利払、江戸下シ金銀駄賃、江戸下り入用、過書町普請諸入用」

享保 七年 「利払、江戸下シ駄賃、常安裏町普請入用、阿波屋二郎右衛門殿、太兵衛殿へ損銀二成、褒美銀、諸払高」

右の記述を通して知られることは、費用のうちには、利払、江戸下シ金銀駄賃、諸事払が恒常的にあらわれ、損銀、家屋敷購入費、普請費、新吹引替銀減などは、しばしばあらわれる。まれにあらわれたのは、米の損、新田地代金、小判売買の損、顯孝庵普請、別家独立費、褒美銀などである。享保八年までは、これら諸費用ごとの内訳が不明であり、遺憾というほかはない。この点は、収益の場合と同じであるが、諸払では享保十年から内訳が明示されるようになった。しかしその前年享保九年には、それ迄の簡潔な記帳から精密は記帳への過渡的は形を示し、六項目にわけて記帳された。

一 百拾九貫四百八拾九匁三分七厘

但 六拾貳貫五百三拾壹匁ハ利払

八貫三百九拾七匁八分七厘ハ褒美銀

壹貫八百三拾七匁六分ハ掛屋敷普請入用

拾貫百九拾四匁ハ米うり損

八貫九百拾五匁ハ寿心殿へ佐渡屋（さ）きさ内さち遣シ銀

残り備前広嶋卯年中会所入用

こうして、費用の計算は精密化され、享保十年に確立された諸払の勘定は、明治まで大きい変更をこうむることなく継続する。われわれにとって鴻池家のごとき利貸資本の経営の費用を知ることが興味ある問題である。次にその点に立ち入ろう。

(1) 以下の家屋敷の購入については、宮本又次「鴻池家の家屋敷について」(大阪大学経済学第八卷第一号)を参照のこと。

(二) 諸払——享保十年以降

享保十年以降の「諸払」の銀高は、諸払が費用の過半を占めるだけに、費用全体の動向とはばにている。享保年代は元禄期にひきつづいて非常に変動的であり、諸払高は二一三〇貫目から千貫目ちかくまで、ときには二千貫目におよぶ。すなわち、享保十四年、十五年は千貫目に近く、元文二年には二、二一九貫目、寛政五年は七二〇貫目、その他の年度はほぼ五〇〇貫目までである。享保十四年は五九七貫が「備前蔵取替銀半減損」、十五年も同じく、五九七貫目が「備前蔵取替半減損」となっている。六〇〇貫目ちかい損銀が諸払増大の原因であった。元文二年は、「六百拾四貫三百八拾弍七分弍厘宗誠〔三代宗利〕御遺物遣候銀高」、「千弍百九拾六貫五百六拾弍四分四厘 歩口々別帳有」となっている。両者で約一九〇〇貫目である。寛政五年には、「五百三拾三貫弍百四拾弍七分 内〔内久宝寺町掛屋敷三ヶ所類焼ニ付普請入用別帳高、但御屋敷方到来物引残り〕」がある。すなわち、資本総額は享保十年代の二万貫目前後から寛政文化期には三万貫目台、四万貫目近くに増加しているのに、諸払はそれに比例していないことが注目される。この点は後述する。

われわれはここで算用帳から費用の記載をとりだし(小払もいっしょに)かかげよう。

(享保十年正月六日)

一 六三三貫八八四弍五分八厘

(諸払)

内

六貫三四六匁五八

卯年西上町天満上町南側屋敷繕イ普請

二七貫六九七匁

西隠居卯年世替料

五貫〇三五匁

上町卯年小私

二七貫目

名附銀

二四貫一〇五匁五

腰元いそぎ善次郎□□□任入

六五貫一一七匁三

利私世替料

一四貫九五三匁

善次郎結納祝儀

八貫五九五匁

喜右エ門様京有馬運送(A)

一一六貫九六六匁五

尼鷹町式丁三借墨尾(A)式丁目三郎兵エ源兵エ南瓦屋町家壁取代
火事以後別宅手代出入家内一家朋友合力銀

一二二貫六八二匁

北浜北東角普請同南側裏座敷入用高火事之後

三九貫九一七匁

善右エ門家普請り請候節家内其外祝儀銀祝儀參候為銀端物類小私懐有之

七貫四七九匁八八

備前広嶋会所入用

一六貫三六一匁三四

京江戸下し金銀荷物凡駄賃銀状賃共

六〇貫八一三匁三

辰三月廿一日大火事ニ付諸色類調物高九拾貳貫三百八拾三匁七分之内諸方ヨ
到來物品之代三拾壹貫五百七拾目五分引残り

五二貫三二〇匁〇八

瓦臺町隠居諸道具其外品、調物代

六貫目

同所辰籍月姪月兩月分賄銀祝儀銀

三〇貫六二六匁六

同所前、之諸入用

ノ

一一〇貫八五三匁三六 小払

内

一貫二〇〇目 道具代

一八貫三七二匁〇二 不時用

九一貫二八一匁二八 小払高

七四三貫七三七匁九四

(文化十四年正月)

一二六四貫一二二匁九一 諸払

右之訳

四一貫八五九匁〇三 長月様御隠居所亥年分世帯入用

四七貫四七一匁四五 長音様御隠居所右同断

一一貫六四八匁四四 上町掛屋敷亥年分世帯入用

五六八匁五四 北浜両屋敷家賃指引不足

三四七匁二九 伏見町屋敷右同断

三八六匁八二 向屋敷右同断

一貫〇九六匁三 京四条屋敷右同断

八貫三六八匁六六 江戸下し金銀駄賃

一貫五五一匁二九 京伏見登シ右同断

一貫八五一匁三八 京四冬益屋敷繕普請諸入用別帳高

七貫九六八匁五 瓦屋修葺屋敷右同断

三七貫七九八匁〇三 内

娘お方鴻池又右エ門江養女へ遣候別帳高雜料其外仕拵為入用金三百兩并名附銀差遣候内結納祝儀銀貳拾枚
並内名附銀指引残り

一三貫九五七匁九七 内

長月檢七十御年賀詣入用別帳高外ニ壹貫三百五拾目壹分三りん自分お愛善九郎方夏々差上物小払帳ニ出ス

但一〇貫二二二匁七 御祝儀遣物

五貫七三五匁二七 右ニ附繕普請用

✕

三貫九三〇匁八七 内

蕪州環御禮若当秋御出府之節御寄宮所ニ被仰付取繕普請入用別帳高 但京四糸屋敷

五貫九三〇目 加賀壹作右エ門

道具代口、

五貫目

四三〇目

一五〇目

二〇〇目

✕

一五貫目 内 鴻池善之助殿助勢銀子年分

一九貫八〇〇目 支配人八人 世話料

但三貫五〇〇目、 市郎兵エ・百助 ✕

三貫目、 清兵エ・彦次郎・徳兵エ・次郎兵エ ✕

五〇〇目 茂四郎

三〇〇目

熊三郎

四二貫五八八匁三四 利払

一 二八四貫三四六匁五四 小払

但七七貫六九九匁七 振舞

三四貫四八三匁三六 遺物

七貫四八九匁二五 普請

六貫八七九匁一六 道具

一八貫一三〇匁七五 不時

一四三貫六六四匁三二 世帯

式口 〆五四八貫四六九匁四五

次にその内容を検討するため、右の享保十年、文化十四年の算用のほかに、享保二十年、延享二年および寛政七年のそれを加えて、第一五表に示した。そこにおける諸項目を一三にわかち、それをA・B・Cの三類に分類した。Aは営業上の費用とみられるもの、Bはなにかば営業上の費用とみられるもの、Cは非営業的支出とみられるものである。おのおのについて説明する。

利払 支払利息額である。享保十―十五年は「利払世躰料」と記されている。享保二十年は「利払顯孝庵祠堂利」と記されている。利払については別にのべる。

駄賃 江戸下し金銀駄賃および京・伏見登せ駄賃である。

損銀 これは貸付および為替に関するものが多い。「貳拾壹貫八拾八匁五分八厘ハ天庄京為替滞銀損銀」(享保十八年)。「五百九拾七貫四百九拾毫匁七分 備前蔵取替銀半減損銀、申年分半分」(享保十四年)。

会所入用 内容は不明である。さきにのべた広嶋会所、備前会所入用が主である。

別宅世帯料・世話料 これは別宅したもの、別宅を許されて本家づとめをしているものの給料にあたるものである。これに関しては家憲との関係で宮本又次教授によって解釈がなされるはずである。

以上は、純粹に營業上の費用とみてさしつかえない支出である。

隠居世帯料 鴻池家では当主はかなり早く隠居するなうわしで、その場合隠居して後も經營上の指導にあたることが定められていた。三代宗利はその典型であつて四代、五代の指導していた。従つて隠居世帯料は、純粹の家計とはみられない。これは常に多額であつた。

屋敷入用 これは鴻池家がついていた諸屋敷、上町、瓦屋橋、北浜、伏見町、尼崎町、天満町などの屋敷における世帯料である。これらにおいて何らかの業務を営んでいたと考えられるから、なかば營業上の費用であろうと推測している。

屋敷家賃差引残り 諸屋敷がその周辺にもつていた借家からあがる家賃とおのこの屋敷の費用が相済され、残額がこうした形であらわれたものではないかと推測しているが、この点きめてがなく、今後追求にまたねばならない。

屋敷購入・普請 これは文字通り家屋敷の購入とその普請、修繕費である。このなかにも店舗とそうでないものが含まれているが記事からは判断できない。

名付銀 これは、奉公人に一定銀額を与えた形にして、本家が預りのなかに入れ利息をつけてやることになつたものである(家憲)。奉公人が独立するとき元利をわたした。そのため一たん支出の形をとつたのである。これ

も営業上の費用に入れた方が適當かと考えたが、家憲をよんでみるとそうわりきれない点が多い。

以上は、いろいろ問題があり、今後の研究で修正されねばならないが、なかば営業上の費用と目されるものである。冠婚葬祭 これには、子女の結納なども含まれている。またいろいろの祝儀銀も含めた。

その他・不明 火事による出費、そのほか内容が不明なものなどである。享保十年のこの項が多額であるのは、主として妙知焼のためである。

以上は、ほぼ非営業上の費用とみられるものである。当時の商人経営にかぎらずあらゆる経営において、公私の別すなわち経営と家の別が截然としていなかったことは知られている通りであり、こうした研究にあっても、しいてその区別をたて、その非合理性を指摘するよりも、その点に注意をはらいながら、むしろ両者を統一的に把握することこそが問題である。今は史料の不備、研究の浅さのためそこまで到達しえない段階であるから、ひとまず右のごとき分類をこころみただけである。(続稿においてこの点をとりあげる用意がある。)

第一五表は、貸有銀および預りの分析に用いた年度とあわせて作製し、それに享保十年、二十年は別に附加したものである。享保十年は妙知焼に伴う費用が非常に多額であった(「その他・不明」の欄に入れた)。この年を平年度なみに読みかえるには、利払以下のパーセンテージを二倍弱にすればよい。そうすると、Aは享保二十年を除きたい二十数%、Bは四〇―七〇%ということになる。しかし以上の諸払の年代的構成からは、鴻池家の経営に関する明瞭な動向は導き出しにくい。だが、われわれがすでにあきらかにしたところによれば、諸払の内容が明確になった享保以降の年代は、鴻池家が自己資本による大名貸へ純化する過程であったのだから、このうち利払に注意を払うことにしよう。

第15表 諸社の構成

年度	享保10年		享保20年		延享2年		寛政7年		文化14年	
	銀高	比率	銀高	比率	銀高	比率	銀高	比率	銀高	比率
A 私 貸 銀 用 入 所 別 宅 世 帯 料 世 帯 料	65,117.30	10.3%	120,721.25	41.0%	94,985.28	18.7%	73,842.14	17.7%	42,588.34	16.1%
	16,361.24	2.6%	2,973.51	1.0%	14,597.56	2.9%	15,271.07	3.7%	9,919.95	3.8%
B 隠 居 世 帯 料 入 川 屋 敷 家 賃 差 引 屋 敷 購 入 ・ 普 請 名 付 銀 小 計	27,697.14	1.1%	86,690.71	29.5%	117,766.11	23.2%	14,467.78	3.5%	89,330.48	33.8%
	5,035.14	0.8%	4,141.80	1.4%	2,062.91	0.4%	4,569.75	1.1%	2,398.95	0.9%
C 短 婚 葬 祭 儀 具 ・ 調 度 其 他 ・ 不 明 小 計	123,313.08	19.5%	7,301.80	2.5%	115,056.04	22.7%	283,983.58	68.0%	9,819.88	3.7%
	27,000.14	4.3%	21,000.14	7.1%	234,885.06	46.3%	303,021.11	72.5%	113,197.75	42.9%
合 計	632,884.58	100	294,295.05	100	507,268.88	100	*417,846.05	100	264,122.91	100

おのの1月6日の算用であり、したがって前年度の費用である。* 算用帳では、417貫846文09となつてい
が、内訳からすればここに示したとおりである。比率は小数2位以下4捨5入。

第 16 表 預り銀に対する利払額の率

年	年間利払額	預り高	比率 %	年	年間利払額	預り高	比率 %
享保 8 年	62,531.一	1,856	3.4	天明 4 年	57,492.77	5,430	1.06
9	65,117.3	2,474	2.6	5	54,732.14	5,061	1.08
10	62,029.47	1,767	3.5	6	59,531.14	6,213	0.96
11	65,579.14	1,640	4.0	7	61,351.14	4,732	1.30
12	78,986.89	1,503	5.3	8	58,608.14	8,689	0.67
13	77,344.09	1,628	4.8	9	63,125.14	8,914	0.71
14	86,397.12	1,827	4.7	寛政 2 年	61,628.14	8,347	0.74
15	63,854.21	1,799	3.5	3	66,018.14	10,201	0.65
16	82,458.62	2,237	3.7	4	74,011.64	13,075	0.57
17	103,182.23	1,660	6.2	5	71,994.14	13,028	0.55
18	116,245.65	2,024	5.7	6	73,842.14	14,610	0.51
19	120,721.25	2,469	4.9	7	82,538.14	13,750	0.60
20	98,196.33	2,514	3.9	8	41,459.34	13,443	0.31
21	88,383.41	2,723	3.2	9	44,797.34	14,322	0.31
元文 2 年	117,640.03	2,526	4.7	10	39,233.32	9,606	0.41
3	129,535.58	2,504	5.2	11	40,593.34	13,800	0.29
4	131,289.81	2,705	4.9	12	42,846.84	13,740	0.31
5	148,859.1	2,628	5.7	13	39,229.34	14,213	0.28
6	73,705.08	2,173	3.4	享和 2 年	37,369.34	15,311	0.24
寛保 2 年	71,778.58	2,556	2.8	3	40,657.34	14,384	0.28
3	83,385.48	3,921	2.1	4	37,959.07	13,409	0.28
4	94,935.28	3,155	3.0	文化 2 年	34,718.17	11,369	0.31
安永元年	110,449.94			3	34,818.54	11,307	0.31
2	129,475.44	7,846	1.7	4	35,082.54	12,280	0.29
3	106,528.94	9,273	1.1	5	37,724.04	12,954	0.29
4	112,510.94	9,499	1.2	6	37,774.54	12,356	0.31
5	127,681.94	7,943	1.6	7	36,650.54	11,830	0.31
6	126,294.94	7,865	1.6	8	39,510.94	11,987	0.33
7	61,603.44	6,447	0.96	9	38,398.34	12,312	0.31
8	58,936.94	6,465	0.91	10	38,712.34	12,390	0.31
9	48,868.14	5,949	0.82	11	41,516.84	12,533	0.33
10	52,996.14	5,636	0.94	12	40,094.34	12,953	0.31
天明 2 年	50,734.14	5,988	0.85	13	42,588.34	11,968	0.36
3	52,050.14	7,230	0.72				

当該年間利払額の期首預り銀に対する比率である。

第一六表は利払額と預り銀に対する利払額の比率を示す。大體すれば、享保九年から元文六年までは三・一六%、寛保・延享にはややさがっている。安永年度に入ると一%台となり、同七年からは一%をわるようになる。寛政四年からは〇・五%前後、寛政八年以後は〇・三―〇・四ではば〇・三%を上下するようになった。すなわち、利払額の預り銀に対する比は、享保―元文期にくらべると安永以降半分以下、寛政中ごろから十分の一以下となったのである。利払額は享保八年から文化十三年までの九十余年の間、最高でも一四八貫目余であり、資本・資産などの諸額にくらべれば、まったく足りぬ小額ではあったが、利払額の預りに対する比率の低下は実に驚くべき変化であるといわねばならない。しかしこれは決して預りの利率が低下したことにもとづくのではない。その理由を示そう。

運用される資本に対する収益の比率は、全時期を通じて低下の傾向にあり、宝永頃よりそれは当時の利率を下まわるといふようになった。安永後半以降はさらに、利廻りの半分程度となり、寛政八年以降は資本に対して二%程度に低下した(第一〇表)。預りにおいてもこれと比例して商人からの預りをはじめ業務関係から生ずる預りは寛政以降には、例えば寛政七年九・五%、文化十四年三・八%のごとく、比率を低下させ、自己資本と推定されるものが圧倒的な部分を占めてしまった。したがって資本として運用する金を利子つきで借り入れるときは、おそくとも安永以降には不可能になっていった。わずかに残存した、業務関係から生じた預りは、寛政七年、文化十四年の預りの構成をみればわかるように(第一二表(4)(5))、たんなる取引残高にすぎない。かくて利払額の預りに対する比率の低下は、(一)他人資本の減少、(二)したがって預りは無利息のもの(自己資本)が圧倒的部分を占めるに至ったこと、を主たる原因とするものであることはあきらかである。

(三) 小 払

小払は、寛文十年―十二年の算用帳の引用で示したように、初期にはおおむね「万事小遣入申候」(寛文十年)、

「万事小払遣申候分」(同十一年)、「小払遣申候」(同十二年)などと記され、延宝末年までは十貫目未満であった。以後普通の年度をみれば、正徳二年まで百貫目未満、正徳三年—元文三年までは百貫目前後、それ以後はほぼ二—三百貫目であるが、天明五—八年には三—四百貫目となり、寛政後半は百五十貫目、文化期は二百貫目台となっている。小払の場合もそれが分化するのは、享保七年である。その前後の事情を説明する。元禄年間までは、右に示したごとく記載である。元禄二年の小払は三七四貫の多額であったが、「小遣」とだけしか記されていない。元禄六年には諸払・小払のほかは一五八匁三分四厘が「小判そん」と別に記されている。元禄十六年には、九六貫目余の小判のうち「凡三拾六貫、道具代」、十七年には一一八貫目余のうち「凡六拾六貫目、道具代」とあり、小払の中に多額の道具代が含まれていたことがわかる。次に小払の内容を示している部分を抜きがきしよう。正徳三年、同四年、享保五年、同七年以外は注記だけを記す。

正徳三年 「一 九拾貫貳百三拾七匁六分壹厘 辰年小払 内三拾壹貫貳百七拾目ハ 備前・広嶋入用」

正徳四年 「一 百貳貫七百四拾九匁七分八厘 巳年小払 内三拾四貫目ハ 道具代・別宅入用」

正徳五年 「内四拾七貫目 道具代其外不時之分」

正徳六年 「内拾五貫目 不時」

享保二年 「内貳拾六貫三百目程 藏田火事之節遺物、木藏普請、堂嶋火事之節人足遣シ銀、治兵衛・九兵衛結納、重郎兵衛・九兵衛宿はいり、重郎兵衛・惣兵衛兩替道具、藤七持、其外道具代」

享保三年 「内三拾九貫目程 伊代出生諸「道具代、藏田火事見廻、備前下り入用」

享保四年 「内貳拾貫目程道具代、其外不時」

享保五年 「一 百三拾貳貫貳百貳拾九匁六分六厘 年中小払

内 七拾五貫七百六拾七匁七分ハ道具代

又 拾九貫八拾毫刃九分四厘ハ子共入家用妙源入用

手代別宅入用、其外不時

又 三拾七貫三百八拾目貳厘 小払

」

享保六年 「内括貳貫五匁五分六厘 不時入用、貳貫目程道具代、其外御口殿様不時上ヶ物代、伊代京登り入用、亀屋源介殿下
り之節入用、新田半四郎江祝義袋、土佐江下シ手代入用、南泉院双妙寺奉加盛摩當江燈籠代、其外色々」

享保七年 「一百拾八貫目壹分貳厘 年中小払高

内 四拾七貫八百六拾目 道具代

四貫四百貳拾目七分 不時入用

残テ六拾五貫八百拾九匁四分貳厘 年中小払」

以上の記載から小私の性格を考える。内容は、道具代、備前・広嶋入用、別宅入用、不時(入用)、火事見舞(遣物は「つかいもの」または「つかわしもの」とよむべきであろう)、火事のとときの人足代、手代の結納・宿はいり(不明)、両替道具代、伊代(四代の長女)出生の費用、備前下り入用、伊代京登り入用、新田の半四郎(手代であろう)への祝儀銀などである。以上の費目のなかには、経営と関連あると思われる別宅や備前下り、土佐下りの費用も含まれているが、経営の側面から生じた費用よりも家の側面から生じた支出であるように思われる。手代が別宅を申しつけられる場合でも、あるいはその婚礼の場合でも本家、本家の奥、隠居、隠居の奥、嫡子などから金や物品を贈ることになっていた。この中には家の側面からの支出があるわけである。また奉公人待遇の原則は享保四年に出来たら、それ以前にはこれらの支出は諸私のなかにではなく、小私のなかに入れられていたことも想像できる。

享保七年には、年中小払は「道具代」「不時入用」「小払」の三項目の内訳が記された。(ここで小払の中に小払が

ある形になるが後者は、享保十五年より世帯方入用となる。しかし享保七年以後の小私の内訳は、それ以前の若干の記事以上のことは不明である。享保十五年にいたって、次のごとく記されている。

一 貳百九貫三百五拾五匁貳分七厘 小私高

但

七拾六貫百九拾八匁七分三厘 道具代

六貫四百八拾貳匁貳分五厘 中國用

但 合力米三百俵御領紙藏元被仰付候証□入用

拾壹貫六拾七匁五分六厘 備前入用

喜右エ門様自分酉秋国下り入用高

拾五貫七百三拾六匁貳分五厘 広嶋入用

右同断

拾貳貫七百三拾四匁八厘 不時入用

八拾六貫七百三拾六匁五分 世帯方入用

右の記載からは、享保七年以前の記載から推定された小私の性格と変化していないことが察せられる。備前入用、広嶋入用はさきにも出ていたし、道具代、不時入用は享保七年以後、定着してあらわれた。「世帯方入用」は、このときはじめてあらわれたものであるが、小私のうちの小私に相当するものであることがわかる。小私のなかに更に小私があり、名称としては不適當であるから、後者が「世帯方入用」と名づけられたものであるが、これによって内訳が一層具体化した。享保十六年には、「不時入用」「家具並繕普請入用」「世帯方入用」からなり、十七年には「不時

用「世躰用」、十八年には「婚礼振舞入用」「不時入用」「道具代並脇指小道具共」「世躰方」からなる。その後、不時、道具、世躰方の三項である。享保十九年の道具代のなには脇差が含まれている。元文二年以後は、不時、普請、道具代、世躰入用となる。元文六年には、再び「振舞」三四貫余が再びあらわれて五項目となり、寛保三年から「遺物」があらわれ六項目となる。これは延享二年まで続く。安永二年以後も、振舞・遺物・普請・不時・道具・世帯の六項だてが続く。寛政六年以後「普請」がなくなり、享和四年、文化五年、文化七年にまたあらわれ、文化九年以後再び六項目となる。明治三年にも、六項目の詞形式をとっているか、この形式は基本的には不変であったと考えてよい。

以上を通観すると、小払は諸払に比較して非營業的支出の性格が強く、この傾向にのちに至るほどはつきりするようにならされる。振舞、遺物、普請、不時、道具、世帯の六項に集約されるからである。しかし享保末年以降、小払がはつきり家計的支出となったと断ずるに充分な史料はない。したがって以上のことは推測にとどめておく。

(四) 費用について

費用および支出の検討から、われわれは以前の觀察からと同じく、ふたたび鴻池家の経営の退嬰化を指摘せざるをえなかった。そうした傾向はすでに元禄末年か宝永ごろ、だいたい一八世紀にはいるとあらわれたのであるが、そうした動向を決定づけたのは享保期であった。

元禄末年から享保期にかけては鴻池家にとっては実に多端な時期であった。第一表算用表をやや詳細にみればわかることであり、諸払・小払の記載から察せられるところである。ところで諸払・小払の検討から、享保七年から十年にかけて両者の内訳がくわしく算用帳に記載されるようになったことがあきらかにされた。これは、ちょうど四代宗貞が五代宗益に家督を譲りわたした享保八年(一月六日)の前後である。享保八年には三代宗利は五十七才、宗貞は

二十七才であり、宗益はわずか七才であった。だからこれは、享保八年の家憲の制定がそうであったと考えられるように、主として宗利の主導のもとに行われたものと推察される。すなわち、家憲の制定によって経営および家の運営がこまかく規定された。その方針の一つのあらわれが算用帳における諸払、小払の精密化であったと考えられる。家憲にあらわれた消極的なまでの家業維持の志向、資産を増大させるよりも何とか維持温存しようとする志向、これが支出に対する関心の増大となったといえる。第一表の費用Iをみてゆけばわかるように、安永以降は費用は資本の増大に比例して増加しなかった。これは経営の運営が積極的でなくなった一つの証拠である。

算用帳に記載された諸項目のすべてにわたっておのおの帳簿があり、そこで精算されて算用帳に転記されたことはあきらかである。したがって、補助帳簿が精密である場合かえて算用帳面においてはかんとんにか記載されないのではないかという推定もなりたつのであるが、鴻池家の経営の歴史的過程を検討した結果、右のごとく把握すべきであると考える。

- (1) 有賀喜左衛門氏もそう推定される。「鴻池家の家憲」〔封建制と資本制〕三二七頁)

(未完)